

新中間処理施設建設に向けた現施設検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 西いぶり広域連合の現中間処理施設で生じた建設及び運営上の課題を専門的な意見を取り入れて整理と検証を行い、新中間処理施設の建設及び運営に教訓として反映させるため、新中間処理施設建設に向けた現施設検証委員会（以下「検証委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検証委員会は、新中間処理施設の建設と運営に向け、各分野の視点から現施設で生じた課題を検証し、西いぶり広域連合へ助言、報告を行う。

(組織)

第3条 検証委員会は、4名以内で組織する。

2 委員のうち1名は西いぶり広域連合の事務管理者とする。

3 前項以外の委員は、有識者その他連合長が適当と認める者のうちから、連合長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前項の規定による委嘱の日から第2条の事務が終了する日までの間とする。

(委員長)

第5条 検証委員会は、委員長を置く。

2 委員長は、事務管理者を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を総括する。

(会議)

第6条 検証委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 検証委員会の庶務は、西いぶり広域連合事務局の総務課において行う。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の運営に関し必要な事項は、連合長が定める。

附則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。